

令和6年7月1日

大津市議会運営委員会
委員長 八田憲児 様

大津市議会議長 幸光正嗣

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例第2条の2第2項第3号の規定の適用について(諮問)

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号。以下「条例」という。)第2条の2第1項に規定する長期欠席に該当することとなるおそれのある下記の議員に対し、これに該当した場合においても同条第2項第3号の規定によりやむを得ないものと認めて議員報酬を支給することについて、同号の規定に基づき、諮問します。

記

1 議員氏名

竹内基二

2 長期欠席の内容等

病院への入院により、令和6年6月通常会議の初日から当諮問の日まで条例第2条の2第1項各号に掲げる会議等の全てを欠席しており、今後、最終日まで出席することができない見込みとなっている。

なお、令和6年6月21日付けで医師の診断書の提出があった。